竜王町下水道事業経営戦略

令和７年３月

竜王町上下水道課

目　次

第１章　経営戦略策定の趣旨 1
1. 経営戦略の位置付け 2
2. 計画期間 2
第２章　下水道事業の現状と課題 3
1. 下水道事業の役割 3
2. 下水道事業の種類 3
3. 下水道事業の現状 3
4. 現状の分析 11
5. 下水道事業の課題 17
第3章　経営の基本方針 18
1. 基本方針 18
第4章　効率化・経営健全化の取組み 20
1. 経営基盤の強化 21
2. 投資の合理化 25
3. 危機管理体制の強化 25
第5章　投資計画 26
第6章　投資財政計画（収支計画） 27
1. 投資財政計画（収支計画） 27
2. 投資財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明 27
3. 財政指標 29
第７章　経営戦略の進捗管理 34

第1章　経営戦略策定の趣旨

本町には、特定環境保全公共下水道事業（以下、公共下水道事業）と農業集落排水事業があります。公共下水道事業は、良好な水環境と快適な生活環境の確保を基本目標に整備を進め、下水道の普及率は、令和 6 年 3 月末で 85.6%で、農業集落排水事業を含めると91.7%となり、下水道整備も終盤を迎えています。しかし、全国的な傾向と同様に、今後は人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少、整備してきた下水道施設の老朽化による改築更新経費の増加が懸念されるなど、経営環境はますます厳しくなってきます。

このような情勢にあって、本町の下水道事業は、経費負担の原則のもと、より効率的な事業運営を実施するため、平成 30 年 4 月に地方公営企業法の一部適用を実施しました。

他方、国にあっては、平成 21 年度から 25 年度にかけて、公営企業の抜本改革（統廃合、民営化、広域的な連携等）の検討がなされ、地方公営企業会計基準の見直し、公営企業会計の適用拡大、「経営比較分析表」の公表等、公営企業の見える化への取り組みが進められてきました。さらには、平成 26 年8月 29 日付総務省通知の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」の策定が要請され、平成 28 年1月 26 日付総務省通知「経営戦略」の策定推進について」においては、「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成 28 年度から 30 年度までの間、集中的に策定を推進することが求められています。

「経営戦略」は、経営環境の変化に即し、本町の下水道事業の運営を将来にわたって安定的かつ持続的に進めるための指針として策定するものです。大きな社会情勢の変化に対応した実効性のある中長期的な経営の基本計画による事業運営を行うため、地方公営企業法の適用開始を機に、「経営戦略」を策定することとしました。この策定については、国の示す「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、計画期間を令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とし、また、各事業のセグメントを考慮した内容が求められることから、「竜王町下水道事業経営戦略」として水道事業とは統合せずに策定するものです。

1．経営戦略の位置付け

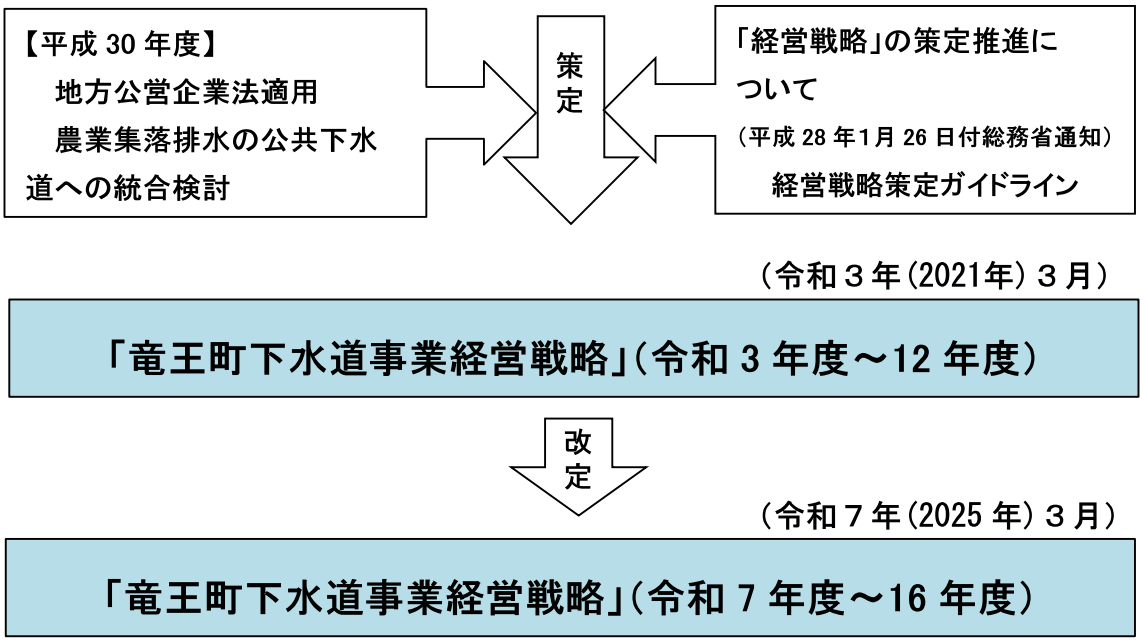

2．計画期間

令和 7 年度～令和 16 年度(10 年間)

第2章　下水道事業の現状と課題

1．下水道事業の役割

下水道は、町民生活の安全と都市機能を支える重要なライフラインです。家庭や事業所・工場などから排出される汚水を処理して、町民の快適な居住環境を確保するため公衆衛生の向上に努めること、また、雨水を速やかに排除して浸水被害を防ぐと共に、重要な水資源である琵琶湖や河川などの公共用水域の水質保全に貢献するため、重要な都市基盤施設として大きな役割を担っています。また、近年では浸水対策に加え、地震などのリスクに対して被害を最小限に抑えるため、ハード面とソフト面の両面からの施策を継続的に強化していくことが求められています。

1.　汚水の排除…　衛生的で快適な生活環境の確保
2.　雨水の排除…　地表に降った雨水を河川等に速やかに排除し浸水を防除
3.　公共用水域の水質保全…生活排水や工場排水を適切に処理し自然環境を保全

2．下水道事業の種類

本町では、昭和 62 年度から特定環境保全公共下水道事業と農村地域の水質保全、汚水の処理を図るため山中地区、殿村地区（岩井、川守）に農業集落排水事業を着手しています。

3．下水道事業の現状

下水道事業は、公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設であることから、町の最重点施策の1つとして積極的な整備を進めてきました。令和 5 年度末の下水道普及率は 85.6%で農業集落排水事業を含めますと 91.7%と、滋賀県平均 93.0%をやや下回る整備状況となっておりますが、全国平均 81.4%を上回っており、汚水整備も終盤を迎えています。

今後は、「施設の建設」から「施設の維持管理・改築更新」の時代へと転換していきます。一層の経営の効率化を目指して、平成 30 年4月から地方公営企業法を適用していますが、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、下水道経営に欠かせない公共用水域の環境維持と、持続可能な安定した下水道事業運営の実現に取り組んでいます。

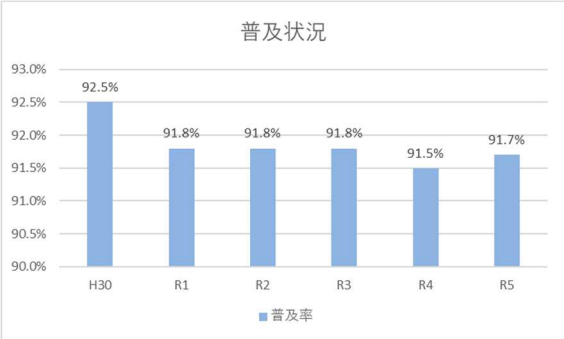

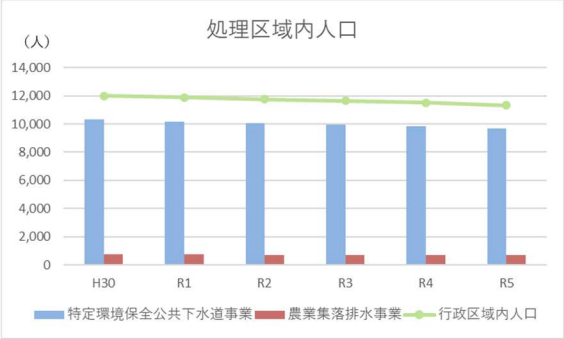

（1） 事業の現況

① 施設

	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業
供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 3 年度(34 年)	平成元年度（36 年）
法適（全部適用・一部適用）・非適用の区分	法適（一部適用） （平成 30 年4月1日）	法適（一部適用） （平成 30 年4月1日）
処　理　区　数	10 区	2 区
流域下水道等への接続の有無	有	無
汚水中継ポンプ場	無	無

② 排除方式

下水道の排除方式には、合流式と分流式があります。本町の排除方式は分流式を採用しています。分流式とは、汚水と雨水を別々の管渠で流す方法です。 特定環境保全公共下水道事業では、家庭や工場から出る汚水は流域下水道に接続しており、全て下水処理施設（終末処理場）に運ばれ、処理された後公共用水域（琵琶湖）に流されます。 雨水はそのまま公共用水域に放流されています。また、農業集落排水事業では、家庭から出る汚水は、各処理区の処理施設に運ばれ、処理した後公共用水域（河川）に流されます。

事業区分	目　　的	処理方法	資金区分
汚水事業	公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全	汚水を処理場で処理し琵琶湖へ排水	下水道使用料
雨水事業	浸水被害の軽減	雨水を河川へ排水	町　　税

③ 使用料

特定環境保全公共下水道事業　（1 か月当り）

用　　途	基本使用量・適用範囲	従量単価（税抜）
一般排水	基本使用量　15 ㎥まで 16～ 50 ㎥ 51～ 100 ㎥ 101～300 ㎥ 301 ㎥～	1,800 円 125 円／㎥ 130 円／㎥ 135 円／㎥ 140 円／㎥
特定排水	751 ㎥～	165 円／㎥

農業集落排水事業　（1 か月当り）

区　分	基本料金（税抜）	人数割料金(税抜)	対象集落
殿村地区処理区 山中地区処理区	1,505 円/戸	376 円/人	岩井、川守 山中

④ 水洗化の状況

本町は下水道整備の推進、水洗化の促進により、水洗化人口も微増傾向にあります。水洗化率も 90%を超えていますが、汚水整備完了後は人口減少に伴い水洗化人口も減少することが予測されることから、引き続き下水道未接続者の解消に向けた水洗化の促進を図っていきます。また、農業集落排水事業は、平成元年に完了しており、集落住民の減少伴い水洗化人口も減少しています。今後も人口減少に伴い水洗化人口も減少することが予測されます。

特定環境保全公共下水道事業

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口	10,313	10,158	10,064	9,953	9,832	9,688
水洗化人口	9,376	9,290	9,179	9,099	9,003	8,871
水洗化率	90.9%	91.5%	91.2%	91.4%	91.6%	91.6%

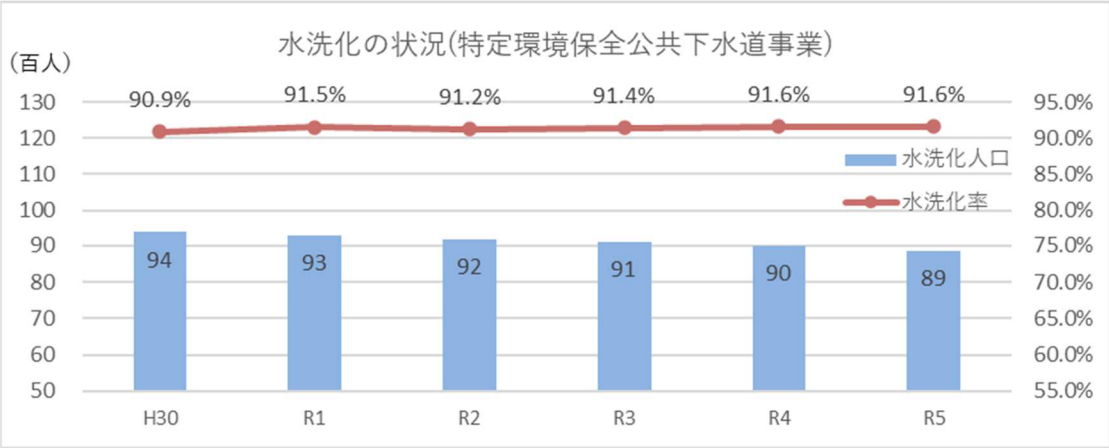

農業集落排水事業

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口	785	758	735	723	711	699
水洗化人口	784	758	735	723	711	699
水洗化率	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

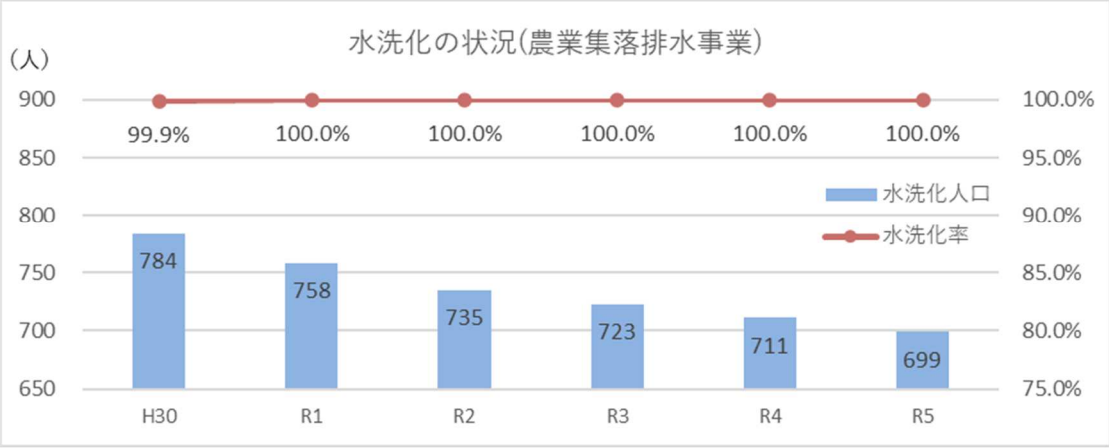

⑤ 有収水量の推移

有収水量や一人あたりの使用水量は、両事業共に横ばいの推移を示しています。

しかし、今後は人口減少により有収水量が減少し、下水道使用料の減少が予測されることから、これまで以上に厳しい経営環境となるものと考えられます。

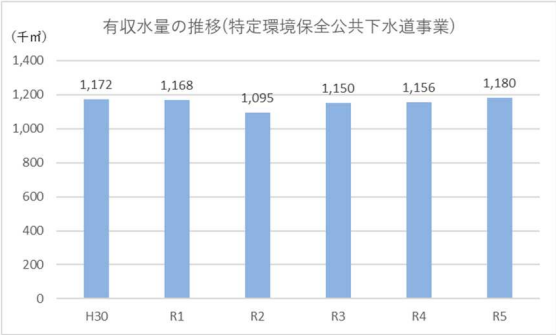

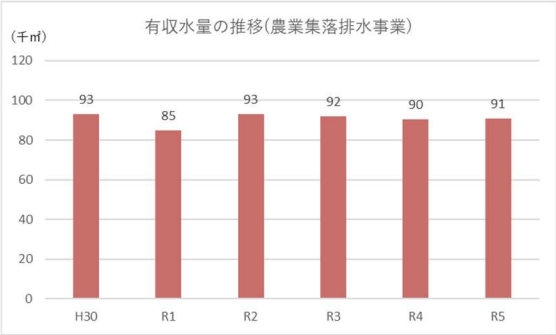

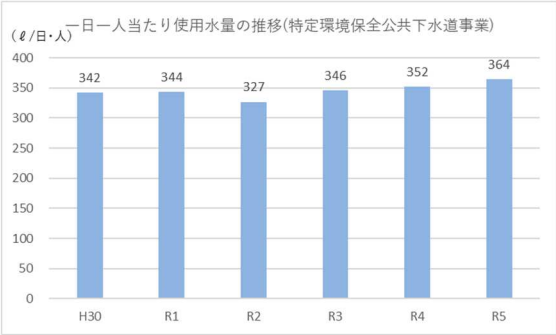

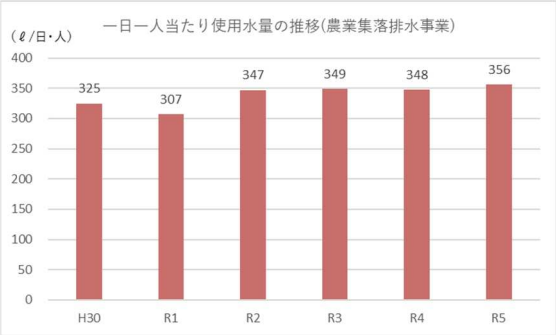

⑥ 組織

本町の下水道事業は、上下水道課の下水道係としてあります。現在の組織体制は次のとおりとなっています。下水道関係職員は、業務委託等を行い職員の削減に取り組みながら、事業を進めています。

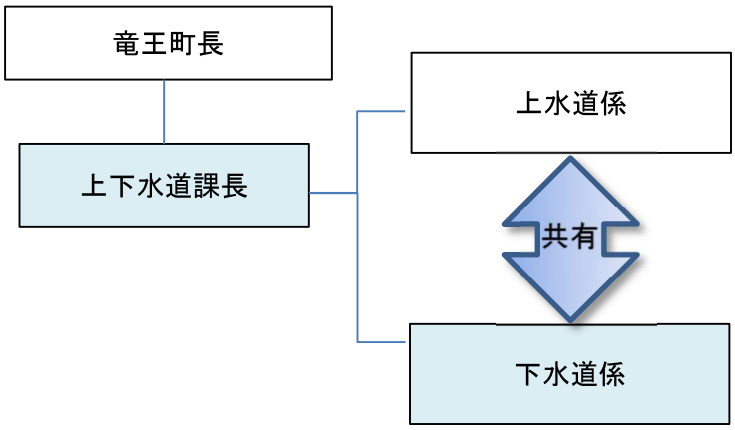

⑦ 下水道使用料・企業債残高の推移

下水道使用料は、供用開始区域の拡大により微増があるものの、節水機器の普及や節水意識の高まり、人口減少等により今後の使用料収入は減少していくことが予想されます。

また、企業債残高については、平成 30 年度の約 392 千万円をピークに減少し、元金償還金については、過去の整備に伴う企業債が順次償還されるため、徐々に減少する見込みです。今後も「雨水公費・汚水私費」の原則に基づく適正な使用料算定を検証していく必要があります。

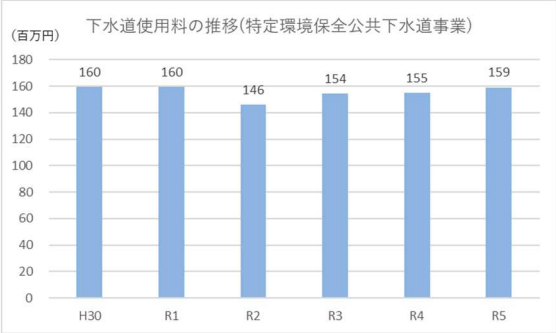

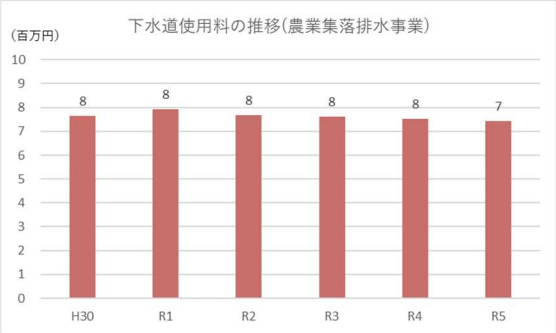

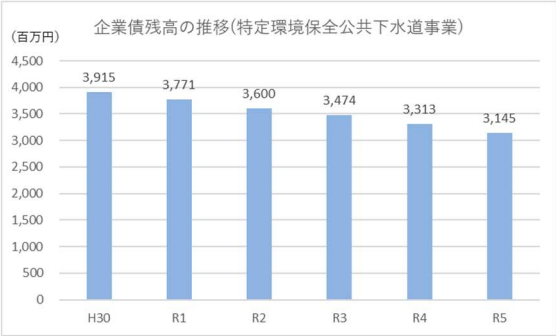

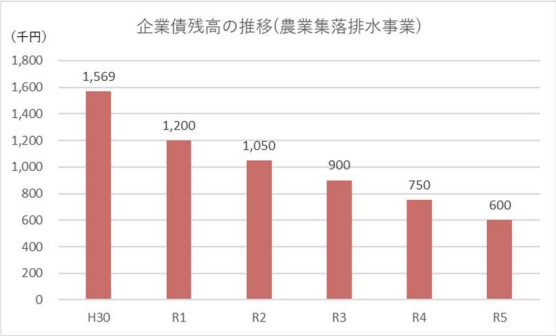

⑧ 老朽化の状況

特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道事業における下水道管渠のうち、最も古い管渠は昭和 62 年度に施工されており、現在 37 年経過しています。管渠の法定耐用年数は 50 年であり、今後、耐用年数を超える管渠が増加することで、大規模地震や腐食・劣化に伴う管渠の破損により道路陥没事故の発生が懸念されます。

このような事態を防ぐため、今後はより一層老朽化・耐震化対策の推進が必要となります。

農業集落排水事業

農業集落排水事業で保有している資産のうち、令和 5 年度末で法定耐用年数を経過しているのは電気・機械設備となります。

しかし、更新して継続利用する場合と公共下水道に接続する場合を比較した結果、公共下水道に接続する方が費用対効果が高いため、今後は農業集落排水施設を公共下水道へ接続する事業を進めることとします。

⑨ 管渠の状況

特定環境保全公共下水道事業における令和 5 年度末の管渠延長は、累計で約 100 kmに達しています。

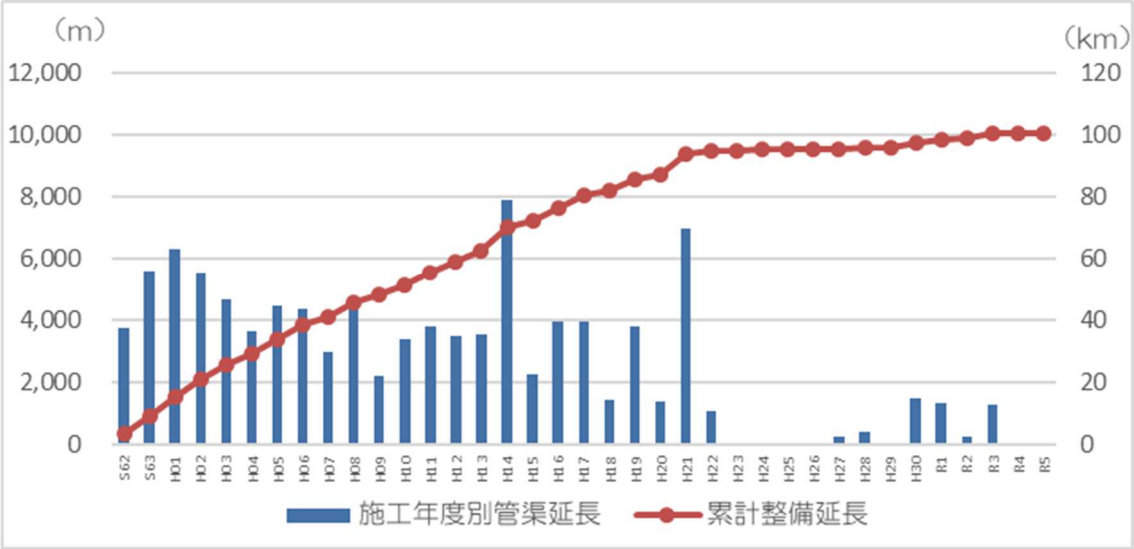

また、農業集落排水事業における令和 5 年度末の管渠延長は、累計で約 8 km であります。

（2） 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	上下水道施設の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加し、適正な維持管理に加え、技術サポートやコスト配分の見直しを通じて、さらなる効率化とコスト削減、サービス向上が求められています。 また、下水道事業に従事する職員の減少により、災害対応が難しくなる可能性があります。そのため、料金収入の対応、施設の維持管理等については、高い専門性と技術力を持つ民間事業者への包括発注を継続して実施します。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 ※3	なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） ※4	なし

※3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含みます）を用いた収入増につながる取組を指します。

※4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します（単純な売却は除きます）。

4. 現状の分析

現状の分析については、町で公表している経営比較分析表（令和 5 年度決算）を用いるほか、過去 5 年間の全国平均や類似団体等との比較により分析を行います。

なお、本分析に用いられる指標の一部については、本町の経営の健全性を評価するための指標とは算出方法が異なっている場合があります。

【特定環境保全公共下水道】

(1) 事業規模・施設の効率性

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　　※ 経営比較分析表から出典

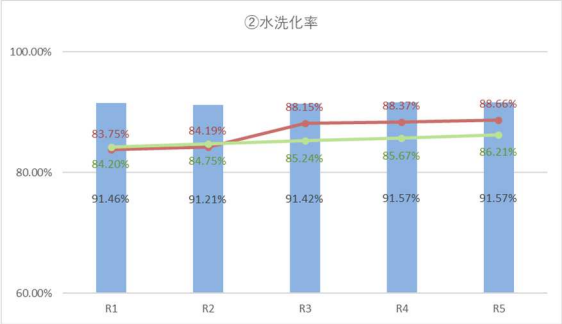

指標名（単位）	計算式	内容	分析結果
① 施設利用率（%）	$\frac{1日平均処理水量}{現在処理能力} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。	流域下水道で処理しているため該当なしとする。
② 水洗化率（%）	$\frac{水洗便所設置済み人口}{処理区域内人口} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	類似団体と比較しても高い値を保持している。

(2) 収益性（収支の状況）・資産の状態

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　　※ 経営比較分析表から出典

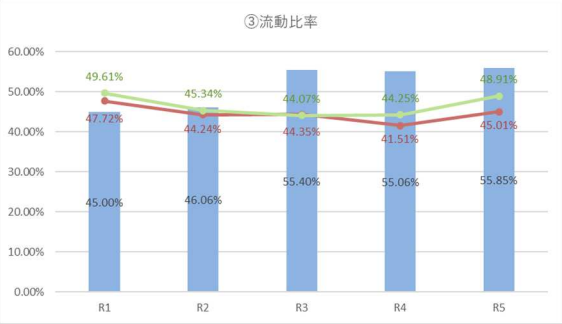

指標名（単位）	計算式	内容	分析結果
① 経常収支比率 （%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。	100%を上回っておりますが、収益の不足分を一般会計からの補助金等で賄っている状況である。
② 企業債残高対事業規模比率 （%）	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。	下水道整備の実施に伴い類似団体平均値を上回っている。今後、投資の平準化を行い計画的な借入に努めます。
③ 流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	流動負債に対する流動資産の割合のことで、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。	100%を下回っております。企業債の償還が大きく影響し現金の不足を一般会計からの補助金等で賄っています。

(3) 財務・料金

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　　※ 経営比較分析表から出典

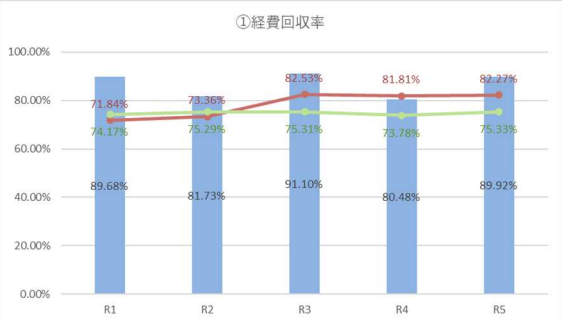

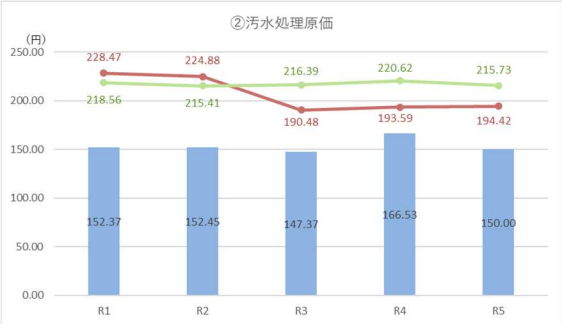

指 標 名 （単位）	計 算 式	内 容	分 析 結 果
① 経費回収率 （%）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能である。	汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われているため、使用料収入の確保および汚水処理費の削減が求められる。
② 汚水処理原価 （円）	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1 ㎥ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。	類似団体平均値より低い数値であることから、今後も継続して費用の抑制が必要である。

【農業集落排水】

(1) 事業規模・施設の効率性

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　※ 経営比較分析表から出典

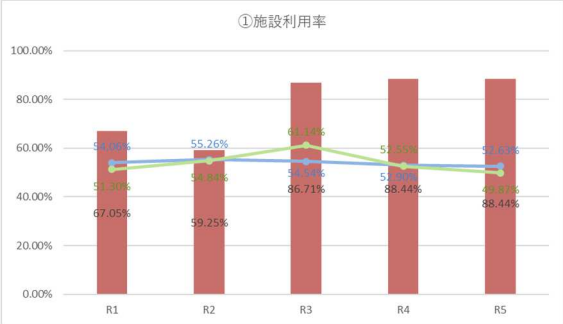

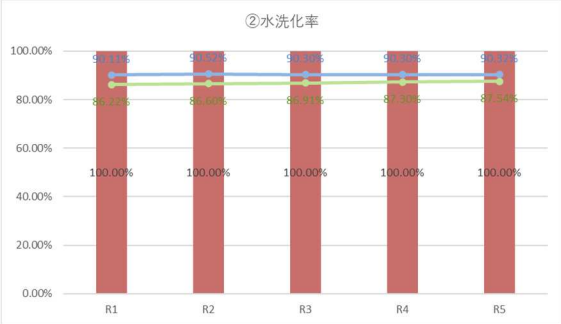

指標名（単位）	計算式	内容	分析結果
① 施設利用率（%）	$\frac{1日平均処理水量}{現在処理能力} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。	類似団体平均値より高い数値であることから、施設の利用状況や規模は適正に稼働している状況である。
② 水洗化率（%）	$\frac{水洗便所設置済み人口}{処理区域内人口} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。	類似団体と比較しても高い値を保持している。

(2) 収益性（収支の状況）・資産の状態

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　※ 経営比較分析表から出典

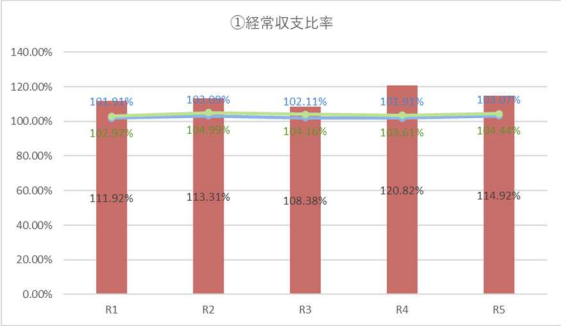

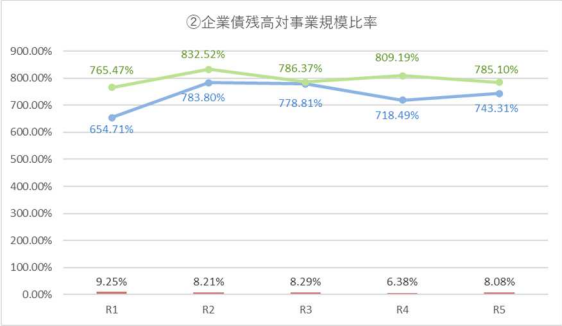

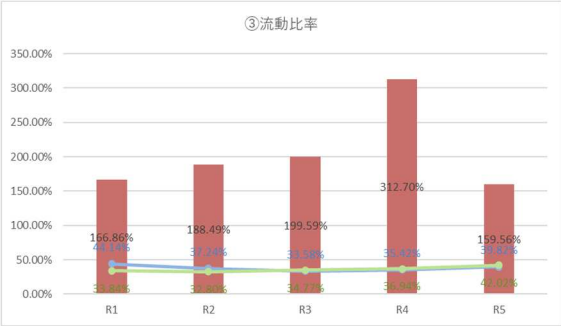

指　標　名（単位）	計　算　式	内　容	分　析　結　果
① 経常収支比率 （%）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用どの程度賄えているかを表す指標。	100%を上回っておりますが、収益の不足分を一般会計からの補助金等で賄っている状況である。
② 企業債残高対事業規模比率 （%）	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。	新たな借入を実施していないため、類似団体平均値より低い数値となっている。
③ 流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	流動負債に対する流動資産の割合のことで、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。	企業債の償還額の減少により、100%を大きく上回る数値となっている。

(3) 財務・料金

グラフ凡例　■竜王町　●全国平均　●類似団体　※ 経営比較分析表から出典

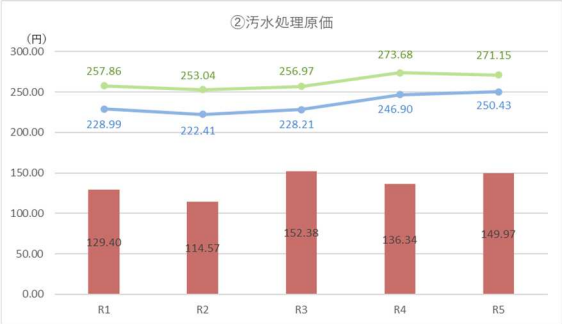

指 標 名 （単位）	計 算 式	内 容	分 析 結 果
① 経費回収率 （%）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能である。	汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われているため、適正な使用料収入の確保および汚水処理費の削減が求められる。
② 汚水処理 原価 （円）	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量１㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。	類似団体平均値より低い数値であることから、今後も継続して費用の抑制が必要である。

5. 下水道事業の課題

このような状況を踏まえ健全な事業運営をするために次のような課題解決に取り組んでいかなければなりません。

① 下水道使用料収入の確保

② 支出（経費）の削減

③ 農業集落排水施設の老朽化対策

④ 下水道管渠の老朽化・耐震化対策

⑤ 人材育成

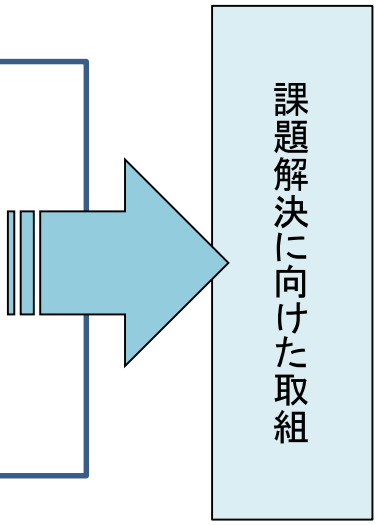

第3章　経営の基本方針

1．基本方針

本町の下水道事業は、衛生的で快適な生活環境の実現に向けて、町の最重点施策の1つとして積極的な整備を進めてきた結果、下水道処理人口普及率も令和 6 年 3 月末で 91.7%となりました。一方で、今後は集中的に整備した施設・設備は老朽化が進むことから、老朽化対策事業に対する改築更新費用が必要となってきます。

しかし、今後は人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化、経済成長の鈍化など社会構造の変化により下水道使用料収入の伸びは緩やかに下降していくことが予想され、下水道事業の経営環境は厳しさを増すこととなります。

こうした、経営環境の変化と時代の要請に的確に対応し、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用しながら、適正な下水道事業運営と持続的な下水道サービスの提供を行っていくため、次の三つの柱から構成される基本方針を定めました。

竜王町の下水道事業の基本方針

（1） 快適なくらしの実現

（2） 安全で安心なくらしの実現

（3） 安定した経営基盤の確立と持続的な健全経営

（1） 快適なくらしの実現

○ 良好な水環境の形成

下水道は、安全、快適、清潔な町民生活を支えるインフラとして必要不可欠なものです。快適なくらしの実現を目指して、社会資本総合整備計画に基づき下水道整備を進めます。

○ 重要な水資源である琵琶湖や河川などの公共用水域の水質保全

公共用水域の水質保全に貢献するため、汚濁負荷の低減と水環境の保全を進めることが必要です。このことから、処理区域内で未接続となっている世帯等への接続普及促進活動を実施し、水洗化率の向上を図ります。

（2） 安全で安心なくらしの実現

○ 下水道施設の機能の適正な維持・改築更新

安全で安心な町民生活を守るためには、下水道施設の状況を把握し、可能な限りの延命化（長寿命化）を図りながら、適正な機能を確保することが必要です。下水道施設機能の適正な維持管理・更新を行うため、ストックマネジメント計画に基づき、持続可能な事業の実施を進めます。

○ 総合的な管理体制の推進と不明水対策

災害時の管理体制を確立するために事業継続計画（BCP）の策定や耐震化の対象となる施設の特定・耐震化を進めるなど危機管理体制の充実を図ります。また、不明水対策についても被害軽減対策と併せて県や関連市町と連携しながら進めていきます。

（3） 安定した経営基盤の確立と持続的な健全経営

○ 中長期的な視野に立った計画的な経営基盤の強化

人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制を確保するために、中長期的な視野に立った事業管理計画を策定し、PDCA サイクルの手法を用いて継続的な改良と向上を図ります。

○ 持続可能な健全経営

民間委託の推進などによる経費削減や業務の効率化に取り組みます。また、将来の経営環境の変化に対応し持続可能な健全経営を行うために、職員の能力向上と経営意識改革に取り組みます。

また、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、老朽化する下水道施設の更新費用の確保と下水道使用料収入の増収対策を検討し、次世代に負担を持ちこさない適正な事業運営に努めます。

第4章　効率化・経営健全化の取組み

下水道事業では、下水道施設や管路の健全性を維持することが安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには必要です。また、公営企業である下水道事業は、公共の福祉の増進と併せて民間企業と同様に経済性を発揮した運営が求められます。しかしながら、下水道事業は建設投資額が大きいため、国庫補助金や企業債元利償還金に対する一般会計からの繰入れ（交付税措置）により、かろうじて収支均衡を保っている状況であり、繰出し基準の見直し如何によっては経営が成り立たなくなる要素を含んでいます。また、本町では下水道処理人口普及率も令和 6 年 3 月末で 91.7%となり施設整備が進んでいますが、すでに始まっている人口減少や節水型社会への移行等により、ますます厳しい経営環境が予想されます。

一方、今後老朽化する下水道施設等に対する改築・更新という投資事業には多額の資金が必要となるため、その投資試算（投資の所要額の見通し）と財源試算（下水道使用料などの財源の見通し）を均衡させることが非常に重要となります。

このことから、下水道事業の徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、使用料収入の確保や事業運営にかかるコストを削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な下水道施設の改築更新やダウンサイジングなどにより投資の合理化に努めます。

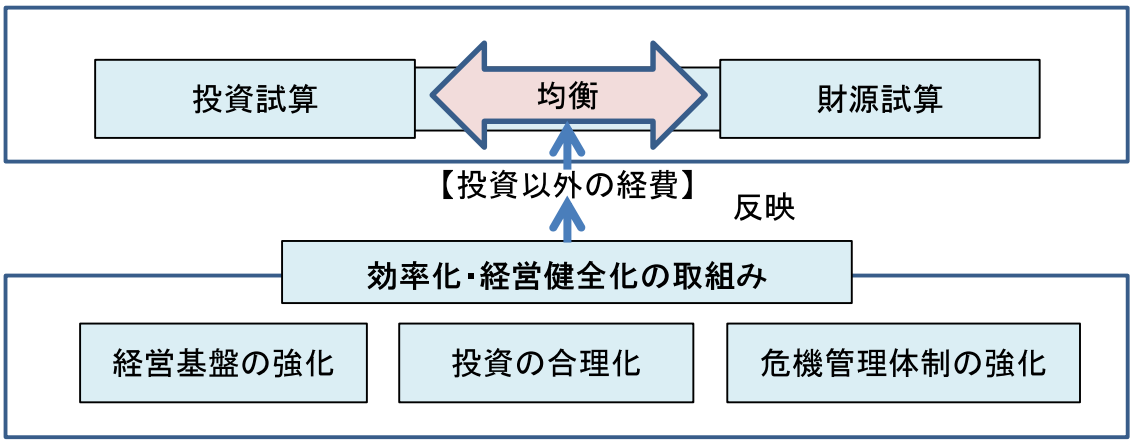

〇効率化・経営健全化の取組み　～施策の体系～

経営基盤の強化

- （1）　人材の育成
- （2）　民間活力の活用
- （3）　水洗化率の向上
- （4）　不明水対策
- （5）　資金管理・調達に関する取組
- （6）　農業集落排水の公共下水道への接続
- （7）　下水道使用料の改定
- （8）　その他経営基盤強化の取組

投資の合理化

- （1）　ストックマネジメントの推進

危機管理体制の強化

- （1）　危機管理等の体制整備
- （2）　施設の耐震化
- （3）　公共用水域の水質保全

1．経営基盤の強化

（1）　人材の育成

近年、下水道技術は高度化・複雑化しており、適切な維持管理や効率的な運用には専門的な知識と技術が不可欠です。しかし、職員の減少や世代交代が進む中、人員の確保と技術の継承が大きな課題となっています。

そのため、体系的な研修の実施や OJT の強化に加え、若手職員の採用や育成を積極的に進めることとします。さらに、最新技術を活用できる人材の確保と育成を推進し、持続可能な下水道運営を実現することで、安全で快適な生活環境の維持につなげていきます。

主な取組	職員研修・専門研修、OJT の実施

（2） 民間活力の活用

近年、上下水道施設の老朽化に伴い、維持管理費が増加するなか、適正な維持管理に加え、技術サポートやコスト配分の見直しを通じて、さらなる効率化とコスト削減、サービス向上が求められています。

また、下水道事業に従事する職員の減少により、災害対応が難しくなる可能性があるため、施設の維持管理については、高い専門性と技術力を持つ民間事業者への包括発注を継続して実施することとしています。

主な取組	効率的な民間委託の実施

（3） 水洗化率の向上

令和 5 年度末現在、水洗化率は約 92%となりました。しかし、依然として下水道に接続していない世帯があり、水洗化率のさらなる向上が求められます。水洗化率を高めるためには、未接続世帯に対し下水道の利便性や衛生面でのメリットを十分に周知し、接続を促進することが重要だと考えられます。

今後はホームページを活用した広報活動を行い、水洗化率の向上を図ることで、下水道事業の安定した運営に不可欠な料金収入の増加につなげていきます。

主な取組	下水道水洗化普及促進のための広報活動の実施

（4） 不明水対策

不明水とは、下水道管路内への侵入水を指します。平成 25 年の台風 18 号による県内の下水道施設の被害により不明水の流入問題が顕在化しました。不明水の放置は道路陥没など生活環境に支障がでるだけでなく、汚水処理費の増大や流域下水道負担金にも大きく影響を及ぼします。

県や流域下水道関連市町との連携のもと発生源の調査を行うとともに、被害軽減対策に取組みます。

主な取組	不明水対策の実施。県・関連市町との不明水対策検討会への参加

（5） 資金管理・調達に関する取組

減価償却費等によって生じる内部留保資金について適切に見積もり、留保資金の中で今後の事業を行っていくことが安定した経営を行うことに繋がります。

また、企業債は、下水道施設の受益世代と費用負担世代の世代間の負担の公平を確保するために必要なものですが、その償還は将来の下水道使用料収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。今後、施設の老朽化対策に取り組まねばならない状況を考慮すると、施設の更新等による新たな企業債の発行は避けられません。下水道の処理人口が減少し、将来の使用料収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないように、企業債残高の抑制・削減に努めます。

平成 30 年4月に地方公営企業法を適用した本町においては、しばらくは企業債の元金償還額が資本的支出に占める割合も高く、厳しい経営状況が続きます。国庫補助金や企業債、一般会計からの繰入金等の資金を遅滞なく確実に調達し、資金不足が発生することのないよう資金管理に努めます。

主な取組	計画的な起債による企業債残高の削減

（6） 農業集落排水の公共下水道への接続

農業集落排水施設のうち、殿村・山中地区については、電気・機械設備の更新時期を迎えています。しかし、更新して継続利用する場合と、公共下水道に接続する場合を比較した結果、公共下水道に接続した方が年間約 1,100 万円の費用を節減できることが分かりました。

したがって、今後は公共下水道に接続することで、処理場の維持管理費や人件費の削減を図るとともに、設備更新にかかる多額の投資を回避することとしています。

さらに、公共下水道を利用することで、施設の老朽化に伴う突発的な修繕費用の発生を抑え、長期的なコスト負担を軽減することが期待されます。

これにより、地域の財政負担を低減し、より安定した排水処理の運用が可能となります。

主な取組	計画的な接続事業の実施

（7） 下水道使用料の改定

安心で安全なくらしのために下水道施設の維持管理に努めるなかで、流域下水道の汚水処理施設や管路施設の修繕や点検、更新、運転維持費用を流域内の自治体が負担する料金のことである流域下水道管理運営費負担金が、令和 8 年度に単価の引上げが見込まれます。

また、今後想定以上に人件費、経費、建設改良費が上昇した場合、収益的収支がマイナスとなる可能性があります。

その場合は、適正な使用料の検討を通じた収入の安定化を図る必要があります。

主な取組	適正な使用料の検討

（8） その他経営基盤強化の取組

より健全な事業運営を行うためには、町民のニーズも把握しながら下水道事業への理解を深めていただくことが必要です。そのため、下水道事業の業務予定量や財務状況等については、町ホームページ等で情報公開し、経営の透明性の確保を図ります。また、持続可能な安定した事業運営への理解を促進するため、指標等を取り入れるなど分かりやすい情報提供に努めます。

主な取組	経営比較分析表等の公表

2. 投資の合理化

（1） 効率的・計画的な投資と長寿命化

本町における最も古い下水道管渠は、昭和 62 年度に施工されており、37 年以上が経過しています。管渠の法定耐用年数は 50 年であり、今後、耐用年数を超える管渠が増加することで、大規模地震や腐食・劣化に伴う管渠の破損により道路陥没事故の発生が懸念されます。最大口径は 1,200 ㎜であり、道路陥没が発生した場合、町民の生活に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような事態を防ぐため、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の調査・修繕・改築等を適切に実施することで、老朽化・耐震化対策を推進していきます。

3. 危機管理体制の強化

（1） 危機管理等の体制整備

下水道事業は、琵琶湖や河川など公共用水域の良質な水質の確保生命・財産を守る浸水対策など、町民の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供しています。そのため、防災や減災等対策に取り組む必要があります。

竜王町地域防災計画に基づく下水道事業の役割が果たせるよう、高い危機管理能力を備えた職員の資質向上に努めるとともに、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制の整備に努めます。また、広域においては、県、関連市町との連携のもと体制整備と強化を図ります。

（2） 施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの 1 つです。震災等により施設機能が停止した場合、下水道管の損壊による道路陥没・交通渋滞、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、町民の生活に甚大な影響を及ぼすことから、施設の耐震化に取り組みます。

（3） 公共用水域の水質保全

本町の汚水は、町の下水道から琵琶湖流域下水道へ流入して湖南中部浄化センター処理施設で高度処理された後、琵琶湖へ放流されています。

滋賀県の高度処理人口普及率は令和 5 年度で 93.0%であり、水環境に対する持続的な貢献は必要不可欠です。琵琶湖や河川など公共用水域の水質保全に貢献するため、未接続世帯への下水道接続普及促進を継続的に行うとともに、県および琵琶湖湖南中部処理区関連市町との連携を図っていきます。

第5章　投資計画

本町の下水道事業は、分流式下水道として汚水と雨水に分類し事業計画を立案しています。主な事業は、下水道管布設工事および改築工事、農業集落排水事業の特定環境保全公共下水道への統合です。

基本的な更新の考え方としては、老朽化の度合いや事故が発生した場合の影響度、下水道事業全体の投資額、人員等を勘案し優先順位を決定しています。これからの下水道施設の定期的な点検調査、可能な限りの延命化を図り、適正な機能を確保しつつ、老朽化した管渠などの改築更新を行うために、令和元年度にストックマネジメント基本計画の策定を行っております。投資試算については、投資の効率化と健全化の取組を踏まえながら、ストックマネジメント計画等に基づき見直しを行っていきます。

第6章　投資・財政計画（収支計画）

1．投資・財政計画（収支計画）：別紙

2．投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

施設整備については概ね完了しているため、今後は施設の改築・更新業務が主となります。令和元年度に策定したストックマネジメント計画をもとに、施設の健全度や重要度を考慮した効率的な点検・調査を実施し、計画的かつ効率的に施設更新を行います。

投資額には建設改良費として、管渠築造費と流域下水道建設負担金が含まれています。

管渠築造費については、農業集落排水の統廃合事業やストックマネジメント計画などにより 10 年間で約 11 億 3 千万円を見込み、そこに設計委託費として 7%を上乗せして事業費を算出しました。また、国土交通省による建設工事費デフレーターを用いて、賃金や物価の変動を反映した建設工事の実質額を算出するため、設計委託費を含んだ事業費に毎年度 2.3%の上昇を見込んで計上しています。

流域下水道建設負担金については、年平均 2 千 4 百万円を計上しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

【収益的収入】

下水道事業における主な収益的収入は、営業収益の下水道使用料収入、営業外収益の一般会計補助金及び長期前受金戻入です。使用料については、今後の人口減少による減収は避けられないものと想定していますが、整備済区域に加えて、整備予定区域における水洗化率の向上に努めることで減少率を抑制したいと考えています。

また、一般会計からの補助金については、毎年度、総務省自治財政局長から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）が相当します。下水道における経費の負担区分は原則として雨水処理に要する費用は公費、汚水処理に要する費用は下水道使用者が使用量に応じて私費（下水道使用料）で負担することとされており、雨水処理にかかる経費と分流式下水道等に要する経費を補助金として見込んでいます。

【資本的収入】

資本的支出（投資）に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の1/2程度見込んでいるほか、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金で財源の確保を見込んでいます。また、企業債の償還については、一般会計からの企業債償還に係る繰出基準分の出資金を見込んでいます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源としては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、利益剰余金処分額などを見込んでいます。

（3）収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町では、料金徴収事務等について複数年にわたる包括的民間委託を行っています。窓口サービスの拡大や収納率の向上、コスト削減と事務の効率化に効果があり、今後も委託内容の改善を図りながら包括的民間業務委託を継続していく経費を見込んでいます。

営業費用における人件費や動力費などの経費は、農業集落排水からの接続や人口減少に伴う有収水量の変動を考慮し、過去の水量単価を基に算出しています。また、人件費の高騰や物価上昇も考慮に入れて試算しています。

加えて、流域下水道管理運営費負担金については、令和 8 年度からの単価の引上げを想定して試算しています。

3. 財政指標

経営の健全性を評価するための指標として、経費回収率、経常収支比率、流動比率、企業債残高対事業規模比率、水洗化率を定め、各指標の概要を示します。

指標名	内容	目標の方向性	単位	R5 現状値	R11 目標値	R16 目標値	目標基準
経費回収率	使用料で回収すべき経費の使用料回収割合	維持(→)	%	104.9	101.7	107.2	100%以上
経常収支比率	料金収入等の収益で処理費用を賄っている割合	維持(→)	%	102.4	100.6	102.2	100%以上
流動比率	流動負債に対する流動資産の割合	上昇(↗)	%	55.8	78.2	108.7	100%以上
企業債残高対事業規模比率	料金収入に対する企業債残高の割合	減少(↘)	%	1976.0	1385.0	1152.0	↘
水洗化率	処理区域内で下水道に接続している人口の割合	上昇(↗)	%	91.6	92.7	93.2	↗

①経費回収率向上に向け、収入増加のための取組

本町の経費回収率は、他会計補助金等を考慮するとすでに 100%を超えており、下水道使用料収入により経費が賄われている状況です。

計画期間中に一時的に 100%を下回ることもありますが、農業集落排水の接続事業や水洗化率の向上に取り組むことで、下水道使用料の増加を目指し、10 年後には再度回収率 100%以上となるよう努めます。

②経費回収率向上に向け、支出削減のための取組

農業集落排水施設を公共下水道に接続することで、処理場の維持管理費や人件費の削減を図ります。

また、不採算経費の削減を目指し、不明水対策を強化するとともに、管路の目視調査やカメラ調査、修繕作業を継続的に実施していきます。

③経費回収率向上に向けたロードマップ

計画期間中は、将来的に経費回収率が 100%以上となるよう、安定した経営基盤の確立を目指します。そのため、水洗化の普及促進活動を継続的に実施し、有収水量の確保に努めます。

また、約 5 年ごとに収支実績と取り組みの効果を確認し、目標との乖離を把握した上で、その原因を分析します。分析結果を基に、今後の取り組み方針や収支見通しを見直します。

特定環境保全公共下水道事業（法適用事業・収益的収支）税抜

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	159,314	166,423	165,234	170,759	169,145	167,513	165,862	164,248	162,344	160,440	158,517	156,595
(1) 料金収入	159,154	166,268	164,979	170,599	168,985	167,353	165,702	164,088	162,184	160,280	158,357	156,435
(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他	160	155	255	160	160	160	160	160	160	160	160	160
2．営業外収益	294,389	275,280	300,613	343,427	344,553	345,479	345,728	346,330	347,216	347,543	346,897	346,615
(1) 補助金	144,576	127,981	152,081	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163
他会計補助金	144,576	127,981	152,081	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163
その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 長期前受金戻入	146,352	146,235	147,530	156,264	157,390	158,316	158,565	159,167	160,053	160,380	159,734	159,452
(3) その他	2,961	1,064	1,002	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入計 (C)	453,703	441,703	465,847	514,186	513,698	512,992	511,590	510,578	509,560	507,983	505,414	503,210
収益的支出 1．営業費用	402,257	407,882	425,100	490,556	468,050	469,713	481,398	471,242	472,455	472,893	472,797	472,170
(1) 職員給与費	23,937	24,634	30,802	30,953	31,105	31,257	31,410	31,564	31,719	31,874	32,031	32,188
基本給	11,775	12,030	12,359	12,420	12,481	12,542	12,603	12,665	12,727	12,789	12,852	12,915
退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	12,162	12,604	18,443	18,533	18,624	18,715	18,807	18,899	18,992	19,085	19,179	19,273
(2) 経費	90,981	97,105	104,613	159,512	134,083	133,650	145,214	134,797	134,266	134,739	135,210	134,684
動力費	2,478	2,615	2,744	2,768	2,793	2,818	2,843	2,868	2,894	2,920	2,946	2,972
修繕費	3,044	2,580	5,903	5,956	6,009	6,062	6,116	6,170	6,225	6,280	6,336	6,392
流域下水道管理運営費	57,741	61,422	68,623	71,202	70,449	69,690	68,925	68,177	67,311	66,446	65,576	64,707
その他	27,717	30,488	27,343	27,586	27,832	28,080	28,330	28,582	28,836	29,093	29,352	29,613
(3) 減価償却費	287,338	286,144	289,685	300,091	302,862	304,806	304,774	304,881	306,470	306,280	305,556	305,298
2．営業外費用	40,916	37,289	35,822	32,199	30,812	29,344	27,194	25,338	24,266	22,791	21,427	20,335
(1) 支払利息	40,897	37,214	34,831	32,199	30,812	29,344	27,194	25,338	24,266	22,791	21,427	20,335
(2) その他	19	75	991	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計 (D)	443,172	445,171	460,922	522,755	498,862	499,057	508,592	496,580	496,721	495,684	494,224	492,505
経常損益 (C)-(D) (E)	10,531	△ 3,469	4,925	△ 8,569	14,836	13,935	2,998	13,998	12,839	12,299	11,190	10,705
特別利益 (F)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	10,531	△ 3,469	4,927	△ 8,569	14,836	13,935	2,998	13,998	12,839	12,299	11,190	10,705
当年度未処分利益剰余金又は累積欠損金 (I)	23,064	43,207	33,713	51,633	55,218	55,262	58,260	72,258	85,097	97,396	108,586	119,291
流動資産 (J)	178,482	186,459	185,014	191,317	189,507	187,676	185,824	184,014	181,878	179,742	177,585	175,430
うち未収金	83,732	87,474	86,796	89,753	88,904	88,045	87,176	86,327	85,325	84,323	83,311	82,300
流動負債 (K)	319,577	312,816	295,988	288,580	274,622	263,851	237,568	210,556	202,346	186,165	161,340	161,340
うち建設改良費分	259,369	254,371	240,687	234,663	223,313	214,554	193,182	171,217	164,541	151,383	131,196	131,196
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金	57,818	58,445	55,301	53,917	51,309	49,297	44,386	39,339	37,805	34,782	30,144	30,144
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	159,314	166,423	165,234	170,759	169,145	167,513	165,862	164,248	162,344	160,440	158,517	156,595
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	159,314	166,423	165,234	170,759	169,145	167,513	165,862	164,248	162,344	160,440	158,517	156,595
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)												

特定環境保全公共下水道事業（法適用事業・資本的収支）税込

（単位：千円）

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支 資本的収入	1．企業債	99,400	94,100	97,300	137,394	118,255	65,171	66,204	94,440	54,178	53,700	57,895	57,666
	うち資本費平準化債	44,700	24,400	15,400	13,560	12,487	10,755	9,568	6,646	3,472	2,610	779	0
	2．他会計出資金	70,113	88,181	90,100	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113
	3．他会計補助金	12,324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4．他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5．他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6．国（都道府県）補助金	11,323	60,700	51,025	69,000	57,000	22,000	31,000	46,000	23,000	24,000	25,000	25,000
	7．固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8．工事負担金	893	0	1,738	893	893	893	893	893	893	893	893	893
	9．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	194,054	242,981	240,163	277,400	246,261	158,177	168,210	211,446	148,184	148,706	153,901	153,672
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	194,054	242,981	240,163	277,400	246,261	158,177	168,210	211,446	148,184	148,706	153,901	153,672
資本的支出	1．建設改良費	92,033	172,826	163,176	216,384	182,268	83,866	98,386	149,344	81,756	83,190	90,266	91,366
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2．企業債償還金	276,455	259,869	254,371	240,687	234,663	223,313	214,554	193,182	171,217	164,541	151,383	131,196
	3．他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4．他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	368,488	432,695	417,547	457,071	416,931	307,179	312,940	342,526	252,973	247,731	241,649	222,562
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		174,435	189,714	177,384	179,671	170,670	149,002	144,730	131,080	104,789	99,025	87,748	68,890
補塡財源	1．損益勘定留保資金（過）	161,013	139,909	142,155	141,212	145,472	143,459	138,685	121,766	99,529	93,725	81,896	62,938
	2．損益勘定留保資金（当）	0	39,612	25,191	2,127	0	0	0	0	0	0	0	0
	3．建設改良積立金	0	0	0	23,015	13,891	0	0	0	0	0	0	0
	4．消費税資本的収支支払調整額	6,135	10,193	10,038	13,317	11,307	5,543	6,045	9,314	5,260	5,300	5,852	5,952
	5．繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (F)	167,148	189,714	177,384	179,671	170,670	149,002	144,730	131,080	104,789	99,025	87,748	68,890
補塡財源不足額 (E)-(F)		7,286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		3,144,762	2,978,993	2,821,922	2,718,629	2,602,221	2,444,079	2,295,729	2,196,987	2,079,948	1,969,107	1,875,619	1,802,089

○他会計繰入金

区分	年度	令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		144,576	127,981	152,081	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163	187,163
	うち基準内繰入金	117,850	0	0	132,163	132,163	132,163	132,163	132,163	132,163	132,163	132,163	132,163
	うち基準外繰入金	26,726	0	0	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
資本的収支分		82,438	88,181	90,100	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113
	うち基準内繰入金	70,113	88,181	90,100	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113	70,113
	うち基準外繰入金	12,324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		227,014	216,162	242,181	257,276	257,276	257,276	257,276	257,276	257,276	257,276	257,276	257,276

農業集落排水事業（法適用事業・収益的収支）税抜

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	7,427	7,362	7,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 料金収入	7,427	7,362	7,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2．営業外収益	23,212	22,976	24,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 補助金	14,619	14,614	15,840	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他会計補助金	14,313	14,313	15,539	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他補助金	306	301	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長期前受金戻入	8,593	8,361	8,358	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) その他	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収入計 (C)	30,639	30,338	31,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的支出	1．営業費用	22,234	24,747	26,701	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 経費	11,976	14,489	16,355	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		動力費	1,862	2,301	2,683	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修繕費	472	455	3,182	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		流域下水道管理運営費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	9,642	11,733	10,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 減価償却費	10,258	10,258	10,346	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2．営業外費用	4,428	8	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 支払利息	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) その他	4,425	5	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支出計 (D)	26,661	24,754	26,949	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経常損益 (C)−(D) (E)		3,978	5,583	4,589	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益 (F)			0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益 (F)−(G) (H)			0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			3,978	5,583	4,591	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度未処分利益剰余金又は累積欠損金 (I)			23,384	21,947	26,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動資産 (J)			79,528	78,829	78,576	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未収金			56,550	56,053	55,873	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動負債 (K)			49,842	49,842	49,842	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち建設改良費分			150	150	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち一時借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金			49,692	49,692	49,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)			7,427	7,362	7,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法による資金不足の比率 ((L)／(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)			7,427	7,362	7,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)／(P)×100)														

農業集落排水事業（法適用事業・資本的収支）税込

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	39,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	39,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	39,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	1. 建設改良費	40,211	1,320	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	150	150	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	40,361	1,470	5,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,054	1,470	5,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源		1. 損益勘定留保資金	1,665	1,897	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 利益剰余金処分額	3,020	0	1,988	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 消費税資本的収支支払調整額	3,656	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	3,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (F)	11,360	2,017	1,988	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 10,306	△ 547	3,162	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)			600	450	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度		令和5年度（決算）	令和6年度（本年度）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		14,313	14,313	15,539	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	14,313	14,313	15,539	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		39,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	39,307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		53,620	14,313	15,539	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第7章　経営戦略の進捗管理

経営戦略の実施状況については、より実効性の高いものにしていくため、計画(Plan)・実施(Do)・検証(Check)・見直し(Action)の、いわゆる PDCA サイクルにより毎年度進捗管理（モニタリング）を行いながら、おおむね5年程度の期間で見直しを行います。また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合や県等の上位計画の変更、また、経営戦略の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更になった場合にも見直しを行っていきます。

本町では、「ストックマネジメント計画」を策定しており、こうした内容も「経営戦略」の見直しに反映することとしています。

竜王町下水道事業経営戦略

竜王町上下水道課
所在地：〒520-2592
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口３番地
TEL：0748-58-3708
FAX：0748-58-2646
Mail ：jougesui@town.ryuoh.shiga.jp
URL：http://www.town.ryuoh.shiga.jp/